

関税率表解説改正の概要

改正箇所		改正事項（概要）
03.02	えいの胸ひれ	多数の軟骨を含んだえいの胸ひれが 03.03 項（0303.79 号）に分類されることを明確化した。
44.11 項	繊維板	44.11 項に分類される繊維板の製造技術の進歩等に合わせて、当該項の製造方法等に関する技術的な記述を改正する。
84 類	(1) 自動搾乳機	(1) 自動搾乳機（搾乳ロボット）が、搾乳機（84.34 項）に分類されることを明確化した。
	(2) 輪転機	(2) 輪転機に関する記述を充実させ、特に、巻取印刷機及び枚葉印刷機について明確化した。
85 類	(1) デジタルカメラ	(1) スチルビデオカメラ、ビデオカメラレコ - ダ - 及びデジタルカメラに関する記述を充実させ、明確にした。
	(2) GPS 受信機	(2) 全地球的測位システム（GPS）受信機が、航行用無線機器（85.26 項）に分類されることを明確化した。
	(3) 液晶テレビ等	(3) 液晶テレビ及びプラズマテレビが、テレビジョン受像機（85.28 項）に分類されることを明確化した。
90 類	使い捨てカメラ	フィルムが装填されており、使用后フィルムの交換ができないカメラ、いわゆる使い捨てカメラが、写真機（90.06 項）に分類されることを明確化した。